

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所受講助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会（以下「協会」とい。）が市町職員の資質向上を図ることを目的として、市町職員が市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）及び全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化研修所」という。）が実施する研修に市町が職員を派遣した場合に市町に対し、受講経費の助成について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の対象となる者は、中央研修所又は国際文化研修所における研修を終了した、一般職員（以下「職員」という。）を対象とする。

(助成基準)

第3条 助成金は、中央研修所及び国際文化研修所が定めた研修経費の全額とする。ただし、海外研修費は除くものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を申請する市町は、別途協会が指定する期日迄に協会に助成金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 中央研修所受講者名簿 (様式第2号)
- (2) 国際文化研修所受講者名簿 (様式第3号)
- (3) 研修受講決定通知（写）
- (4) 研修終了証（写）

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 理事長は、前条に規定する申請書を受理したときは、審査のうえ助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条に規定する交付決定の通知を受けた市町が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。